

名桜大学自己点検・評価委員会規則

(平成6年4月5日制定)

(目的)

第1条 この規程は、法人の経営及び教育研究等の活動状況について自己点検及び評価の実施並びに中期目標・中期計画の取組みを行うことから名桜大学自己点検・評価（以下「自己評価等」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 法人評価の実施並びに自己点検評価等の目的を果たすため、名桜大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 学部等における自己評価等を行うため、部署ごとに学部等評価委員会を置き、必要事項は学部等が別に定める。

(任務と権限)

第3条 委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自己評価等の項目、評価方法及び自己点検・評価報告書の様式等の決定に関すること。
 - (2) 自己評価等の実施に関すること。
 - (3) 本学に対する認証評価機関による評価等に関すること。
 - (4) 中期計画案の作成に関すること。
 - (5) 中期計画に基づく年度計画案及び各事業年度に係る業務の実績報告書作成に関すること。
 - (6) 中期目標期間の事業報告書作成に関すること。
 - (7) 中期目標及び各事業年度に係る業務実績報告の法人評価の実施に関すること。
 - (8) その他外部評価に関すること。
 - (9) 中期目標及び各事業年度に係る業務実績報告の法人評価及び自己評価等の結果の公表に関すること。
- 2 委員会は、中期計画に基づく年度計画を実施する部署に対し、年度計画の作成、実施、評価、改善・向上及び根拠資料等の提出を命じることができる。
- 3 自己評価等の項目を所管する部署に対し、自己評価等の実施、改善・向上及び関係資料等の提出を命じることができる。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 国際学群長
- (4) 人間健康学部長
- (5) リベラルアーツ機構長

- (6) 附属図書館長
 - (7) 環太平洋地域文化研究所長
 - (8) 大学院研究科長
 - (9) 地域連携機構長
 - (10) 全学教務委員会委員長
 - (11) 事務局長
 - (12) 学長が特に必要と認める者 若干人
- (任期)

第5条 前条第12号の委員は、学長が任命し、任期は2年とする。なお、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充て、委員会の招集を行いその議長となる。

3 副委員長は、副学長をもって充て、委員長を補佐して委員会の運営に当たる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、審議することはできない。

2 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第11条 この規則の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

2 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月5日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月31日）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月20日）

この規則は、平成11年1月20日から施行する。

附 則（平成15年5月29日）

この規則は、平成15年5月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月25日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。